

指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下、「法」という。）、介護保険法施行法（平成9年法律第124号。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関し必要な事項を定める。

(申請等の提出)

第2条 法第70条第1項、第70条の2第1項（第115条の11において準用する場合を含む。）、法第71条第1項ただし書（第115条の11において準用する場合を含む。）、第72条第1項ただし書（第115条の11において準用する場合を含む。）、第86条第1項、第86条の2第1項、第94条第1項、第94条第2項（手数料を必要とする場合）、第94条の2第1項、第107条第1項、第107条第2項（手数料を必要とする場合）、第108条第1項及び第115条の2第1項の規定による申請等を知事に対して行う場合は、高齢者支援課に提出するものとする。

2 法第75条、第89条、第91条、第94条第2項（手数料を必要としない場合）、第95条、第98条第1項第4号、第99条、第107条第2項（手数料を必要としない場合）、第109条、第112条第1項第4号、第113条及び第115条の5の規定による変更の届出等を知事に対して行う場合は、当該事業所（施設）の所在地を所轄する地域振興局に提出するものとする。この場合において、地域振興局は高齢者支援課に進達するものとする。

(申請等の様式)

第3条 前条に規定する申請等に使用する様式は、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第46号）による改正後の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）において、厚生労働大臣が定める様式（令和5年12月19日厚生労働省告示第331号）によるものとする。

(指定の申請等)

第4条 法第70条第1項、第86条第1項、第94条第1項、第107条第1項及び第115条の2第1項の規定に基づく申請により指定又は許可を受けた者は、その旨を当該指定又は許可に係る事業所又は施設の見やすい場所に掲示するものとする。

(指定の更新)

第5条 法第70条の2第1項（第115条の11において準用する場合を含む。）、第8

6条の2第1項、第94条の2第1項及び第108条第1項の規定に基づく申請により指定の更新又は許可の更新を受けた者は、その旨を当該指定又は許可に係る事業所又は施設の見やすい場所に掲示するものとする。

- 2 指定（許可）の更新申請は、現在受けている指定（許可）の有効期間の満了日の3月前から2月前の間に行うものとする。
- 3 指定（許可）の更新申請が特定の期間に多数に及ぶ場合は、前項の規定にかかわらず別途定めることができるものとする。

（手数料の納付）

第6条 熊本県手数料条例に基づき手数料を要する申請等については、申請の際に手数料を納付するものとする。

（市町村への情報提供）

第7条 知事は、第2条の規定に係る指定、指定の更新、許可、許可の更新、承認又は受理（以下「指定等」という。）を行ったときは、関係課（室）長、各地域振興局保健福祉環境部長、各市町村長及び熊本県国民健康保険団体連合会理事長に対して、当該指定等に係る事業者又は施設に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

（変更の届出については、事業所の名称及び所在地（施設の場合は、施設の名称及び開設の場所）並びに事業者（施設の場合は開設者）の名称（事業所又は施設が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名）に係る変更の場合に限る。）

- 一 事業の種類（施設の場合は、施設の種類）
- 二 事業所の名称及び所在地（施設の場合は、施設の名称及び開設の場所）
- 三 事業者（施設の場合は、開設者）の名称（事業所又は施設が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名）
- 四 指定、指定の更新、許可、許可の更新、変更、廃止、休止、再開又は辞退の年月日
- 五 変更事項及び変更後の内容（変更の場合に限る。）
- 六 介護保険事業所番号

- 2 前項の規定は、法第71条第1項本文及び第72条第1項本文（第115条の11において準用する場合を含む。）の指定に係る情報について準用する。
- 3 知事は、第1項の情報提供に関する業務の全部又は一部を他の機関に委託することができる。

（公示）

第8条 法第78条、第93条、第104条の2、第114条の7及び第115条の10の規定による公示は、施行規則第131条の2、第135条の2、第137条の2、第140条の2の3及び第140条の23に掲げる事項のほか、介護保険事業所番号について行うものとする。

(実施細目)

第9条 この要項に規定するもののほか、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、介護保険施設の指定等に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次項以下の規定は、平成11年6月17日から施行する。
- 2 知事は、この要項の施行日前においても、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設の指定等に関し必要な業務を行うことができる。
- 3 前項の規定に基づき行われた指定等は、平成12年4月1日以降もその効力を有する。

附 則

この要項は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項以下の規定は、平成18年3月13日から施行する。
- 2 知事は、この要項の施行日前においても、指定居宅サービス事業者（指定特定福祉用具販売事業者に限る。）及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関し必要な業務を行うことができる。
- 3 前項の規定に基づき行われた指定等は、平成18年4月1日以降もその効力を有する。

附 則

この要項は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年8月19日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年6月16日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年（2024年）4月1日から施行する。